

業務改善の実施状況報告

組織名	下北森林管理署	連絡先	050-3160-5885
所管する業務の概要	国民の多様な要請と期待に応えるため、 ・国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進 ・林産物の持続的かつ計画的な供給 ・国有林野の活用による住民の福祉の向上等への寄与 を目標として、国有林野の管理経営を行っている。		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
・業務再点検の内容や「国民視点確認月間」における取組の具体的内容について、説明会の場を設定したうえで、全職員を召集し直接的に周知したところ。	農林水産省改革に対する職員意識の維持・向上を図るために継続的な取組を進めることが必要であり、今年度についても「国民視点確認月間」の取組内容の全職員への周知、業務の再点検を実施する考え。
・上記にあわせ、接遇マニュアルを教材とした接遇研修を実施。	上記の取組とともに、接遇についても、継続した取組による対応の向上が必要なため機会を捉え実施する考え。

2. 国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>・下北森林管理署独自の国有林モニターを7名の一般市民に依頼し、当署の事業内容などにつき客観的な意見等を聴取し、国有林野事業の管理経営に役立てるよう工夫しているところ。</p>	<p>取組について後退することなく継続することが必要であり、このため、国有林モニターについては、今年度、新たな2名を含む7名の一般市民にモニター依頼し、引き続きモニターから寄せられた意見要望の業務への反映に努める。</p>
<p>・計画的に業務を遂行するため、事前に関係法令等を確認するとともに、例えば、専門家が同行し猛禽類の調査を実施するなど、問題なく、確実に事業が実行されるよう努めているところ。</p>	<p>事業実行上、関係法令の遵守は国家公務員として基本的なことであり、引き続き各事業において関連する法令等に関する事前確認の徹底に努める。</p>
<p>・国有林野事業においては、直接食の安全に係わっている訳ではないが、全職員を召集し説明会の場を設定し、農林水産省の一職員として「食の安全」の重要性について認識の統一を行っているところ。</p>	<p>業務の性質上、食の安全に係わるものが少ないことから、継続的に、職員が身近なこととして捉える取組が必要である。こうした中、当署では、定期的に全職員を召集した会議を開催しており、その中で「食の安全」について取組を継続することとしている。 (口蹄疫の発生等への対処法、リスク管理に関するDVD等の資料提供を望む)</p>

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
<p>・月初めに、署長から直接職員に語りかける場を持っているほか、管理者が積極的に職員へ話しかけるなど、職員間の距離をなくすような職場の雰囲気づくりに努めているところ。</p>	<p>継続して取り組んでおり、課題等は特になし。</p>

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
・特になし。	